



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- | | | | |
|----|-------------------------------|----------------|----|
| 1 | 生活保護法による指定医療機関の廃止 | (福祉保健総務課)..... | 2 |
| 2 | 生活保護法による医療機関の指定 | (")..... | 2 |
| 3 | 生活保護法による介護機関の指定 | (")..... | 2 |
| 4 | 指定障害福祉サービス事業者の指定 | (障害福祉課)..... | 2 |
| 5 | 〃 | (")..... | 3 |
| 6 | 指定自立支援医療機関の指定 | (")..... | 3 |
| 7 | 救急病院の認定 | (医務課)..... | 3 |
| 8 | 〃 | (")..... | 3 |
| 9 | 大規模小売店舗の新設の届出 | (商工振興課)..... | 4 |
| 10 | 大規模小売店舗の変更の届出 | (")..... | 5 |
| 11 | 〃 | (")..... | 6 |
| 12 | 大規模小売店舗立地法による新宮市から聴取した意見の概要 | (")..... | 8 |
| 13 | 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 | (")..... | 8 |
| 14 | 〃 | (")..... | 9 |
| 15 | 大規模小売店舗立地法による有田市から聴取した意見の概要 | (")..... | 9 |
| 16 | 保安林の指定施業要件変更予定 | (森林整備課)..... | 10 |
| 17 | 〃 | (")..... | 10 |
| 18 | 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 | (")..... | 10 |
| 19 | 保安林の指定施業要件の変更 | (")..... | 11 |
| 20 | 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 | (")..... | 11 |
| 21 | 〃 | (")..... | 11 |
| 22 | 〃 | (")..... | 12 |
| 23 | 〃 | (")..... | 12 |
| 24 | 〃 | (")..... | 12 |
| 25 | 公共測量の実施 | (技術調査課)..... | 13 |
| 26 | 公共測量の終了 | (")..... | 13 |

○ 公安委員会告示

- | | | | |
|---|---------------------|-------|----|
| 1 | 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 | | 13 |
|---|---------------------|-------|----|

○ 公告

- | | | | |
|--|---|------------------|----|
| | 軽油引取税免税軽油使用者証の無効 | (税務課)..... | 14 |
| | 和歌山県立情報交流センターの指定管理者の指定 | (デジタル社会推進課)..... | 14 |
| | 和歌山県NPOサポートセンターの指定管理者の指定 | (県民生活課)..... | 14 |
| | 和歌山県和歌山マリーナ(ディンギーマリーナ)の指定管理者の指定 | (港湾空港振興課)..... | 15 |
| | 和歌浦漁港指定漁港施設の指定管理者の指定 | (")..... | 15 |
| | 加太みなとまちの指定管理者の指定 | (")..... | 15 |
| | 日置港小型船舶泊地、-2.5m物揚場(1)、-2.5m物揚場(2)及び日置小型船舶係留施設の指定管 | | |

- 1 名称 富田病院
- 2 所在地 岩出市紀泉台2
- 3 有効期限 令和8年12月31日

和歌山県告示第9号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス重根西店
和歌山県海南市重根西一丁目5番9外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年8月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,373㎡
- 6 駐車場の収容台数
52台
- 7 駐輪場の収容台数
22台
- 8 荷さばき施設の面積
32.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
7.8㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後10時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

14 届出年月日

令和5年12月14日

15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課（和歌山市湊通丁北一丁目1番地の4）

海南市まちづくり部産業振興課（海南市南赤坂11番地）

16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和6年1月5日から同年5月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第10号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマイチGARDEN紀伊川辺

和歌山県和歌山市川辺220番外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 代表取締役 山田茂

和歌山県和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階

株式会社ゴトウ洋服店 代表取締役 後藤均

和歌山県和歌山市本町三丁目27番地

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正

山口県山口市佐山10717番地1

株式会社セリア 代表取締役 河合映治

岐阜県大垣市外濑二丁目38番地

その他未定

（変更後）株式会社万代 代表取締役 阿部秀行

大阪府大阪市生野区小路東三丁目10番25号

株式会社カインズ 代表取締役 高家正行

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

株式会社セリア 代表取締役 河合映治

岐阜県大垣市外濑二丁目38番地

株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村浩一